

久留米市 商工労働ニュース

VOL.
71
2024
SUMMER

【事業主と従業員の皆さんのための情報紙】



市中心商店街で土曜夜市開催

6月22日から7月27日までの毎週土曜、夏の風物詩「土曜夜市」が西鉄久留米駅から六ツ門までの「ほとめき通り商店街」で開催されました。ヨーヨー釣りや

かき氷、ご当地グルメのやきとりなど約100店が出店。期間中は、家族連れなど多くの人でにぎわいました。

Contents

特集 男性育休の推進でワーク・ライフ・バランスを実現	2
創業支援相談員って?	4
企業の人材確保をサポート	5
シルバー人材センターを利用してみませんか	6
令和6年度業務改善助成金の案内	7
フリーランスの取引に関する新法がスタート	8

男性育休の推進でワーク・ライフ・バランスを実現

男性の育児休業の取得促進など、仕事と育児を両立できる社会の実現を目的として「育児・介護休業法」が改正され、令和4年4月から段階的に施行されました。企業においては、男性が育児休業を取得しやすい環境整備が必要であり、ワーク・ライフ・バランスの観点からも重要な取り組みです。

男性育休とは

男性の育休とは、出生直後から子育てのために休業できる制度です。令和4年10月には、子が出生後8週間以内

に4週間まで育休を取得できる「産後パパ育休」の創設や、育休を分割して取得できるようになりました。

「育児・介護休業法」改正のポイント

令和4年4月1日施行

- ①雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化
- ②有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

令和4年10月1日施行

- ③産後パパ育休(出生時育児休業)の創設
- ④育児休業の分割取得

令和5年4月1日施行

- ⑤常時雇用する労働者が1,000人を超える企業は、育児休業等の取得状況の公表(年1回)が義務化

詳しくは
コチラ



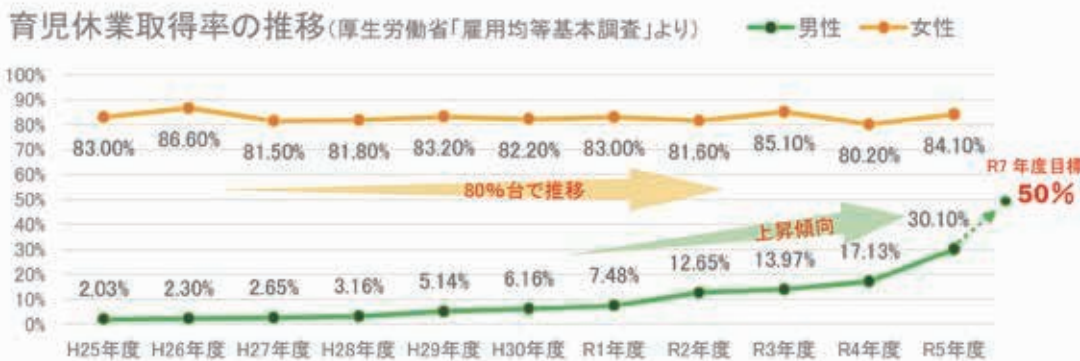
厚生労働省
「育児休業制度 特設サイト」



男性育休の現状

厚生労働省の「令和5年度雇用均等基本調査」では、令和5年度に育休を取得した男性は30.1%で、女性の84.1%とは大きな開きがあります。男性の取得率は大きく

上昇しているものの、依然として低く、政府が令和7年度までの目標として掲げる取得率50%には及ばない状況です。



男性社員が育児休業制度を取得しなかった理由

理由	回答率
収入を減らしたくなかったから	39.9%
職場が育児休業制度を取得しづらい雰囲気だったから、または会社や上司、職場の育児休業取得への理解がなかったから	22.5%
自分にしかできない仕事や担当している仕事があったから	22.0%
会社で育児休業制度が整備されていなかったから	21.9%
残業が多い等、業務が繁忙であったから	21.9%
昇給や昇格など、今後のキャリア形成に悪影響がありそうだったから	9.6%

厚生労働省「令和4年度仕事と育児の両立に関する実態把握のための調査研究事業」より

男性社員に育休を取得させる企業のメリット

👉 企業イメージの向上

男性の育休取得実績は、企業のイメージアップにつながります。ライフステージに応じた働きやすさは、若手の人材を確保する際のアピールポイントにもなります。

👉 従業員の帰属意識の向上

内閣府の調査によると、男性育休取得者は「会社への帰属意識が強まった」と回答しており、育休の取得により社内でのキャリア形成の意欲が向上すると考えられます。

男性の育休取得率を上げる方法

👉 育休制度を整備して周知と意向確認をする

「育児・介護休業法」の改正により、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備と、個別の周知と意向確認が義務化されました。

そのため、社内の育児休業制度をしっかりと整備し、それを社員に周知することが必要です。

また、社員に周知する際に、男性も取得できること、企業として育児休業取得を推奨していることを伝えることで、男性社員が育児休業を取得しやすい雰囲気づくりにつながります。

👉 復職後のサポートを整える

育児休業を取得するにあたって、復職後の働き方や、期間中の業務の引き継ぎなどに不安を感じる社員も多いです。

育児休業の取得が決まった際には、誰にどの業務を引き継ぐのか、復職後はどのように対応する予定なのかなど、取得者と上司で話し合う場を設け、安心して育休を取れるサポートを行いましょう。

また国の両立支援等助成金を活用した、代替要員の確保や業務代替手当の導入などにより、職場内の不公平感をなくすることも重要です。

企業認定制度

企業認定制度は、国が一定の基準を満たした企業に認定を与えるものです。

認定されると、各省庁のホームページなどで公表され、商品や広告へ認定マークの表示ができるため、働きやすい

企業であることをアピールできます。また、公共調達での加点対象や融資の優遇措置など、さまざまな特典を受けられることもメリットです。

👉 くるみん認定(厚生労働省)

仕事と子育ての両立支援に取り組んでいる企業を「子育てサポート企業」として認定する制度です。



👉 えるぼし認定(厚生労働省)

女性の活躍推進に関する取り組みの実施状況が優良な企業を認定する制度です。



👉 ユースエール認定(厚生労働省)

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な企業を認定する制度です。



👉 健康経営優良法人認定(経済産業省)

従業員の健康維持・増進につながる優良な取り組みを実践している企業を認定する制度です。



市内でワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を支援

<久留米市ワーク・ライフ・バランス助成金事業>

DX導入、IT化等により業務効率化や生産性向上を図った上で、従業員のワーク・ライフ・バランスの向上に意欲的に取り組む市内中小企業等を支援するため「久留米市ワーク・ライフ・バランス助成金事業」を開始しました。助成金には『ワーク・ライフ・バランス関連認定制度取得促進事業』と『男性育児休業取得促進事業』の2種類を設けています。詳しくは久留米市ホームページをご覧ください。



《主な要件》

ワーク・ライフ・バランス関連認定制度取得促進事業

○新たに「くるみん」・「えるぼし」・「ユースエール」・「健康経営優良法人」のいずれかの認定を受けること

男性育児休業取得促進事業

○育児休業を8週間以上取得した男性従業員の割合が50%以上であること

○「くるみん」・「えるぼし」・「ユースエール」・「健康経営優良法人」の4つの認定制度のいずれかの取得を目指すこと

※その他の要件は、ホームページでご確認ください

☎ 労政課 ☎ 0942-30-9046 ☎ 0942-30-9707

✉ rousei@city.kurume.lg.jp

創業支援相談員って？

創業への不安・疑問を解決

「創業」と一口に言っても、業種や事業規模などに応じて、ビジネスプランの作り方や必要な手続きはさまざまです。そのような創業に関するアレコレを相談できる

■創業するか迷っていても相談してもいいですか

「まずは相談する」ことは大事です。ビジネスを始めることは大きな決断であり、専門的なアドバイスは開業や経営に役立ちますし、ビジネスプランを立てた後の相談も多いです。

また、くるめ創業ロケットでは、福岡県よろず支援拠点の無料個別相談とセミナーを平日はほぼ毎日行っており、多くの方が利用されています。

■資金繰り、販促方法などの悩みも聞いてもらえますか

創業前の相談で一番多いのが補助金や融資などの資金繰りです。具体的な事業計画がない時は、商工会議所や商工会などの創業塾や個別相談、セミナー受講をおすすめしています。制度融資や補助金の案内、金融機関と連携した金融相談も月2回行っています。

問 くるめ創業ロケット[(株)久留米ビジネスプラザ] ☎ 0942-27-6144 📠 0942-27-6144 ✉ rocket@kurumebp.jp

くるめ創業ロケットがあります。

具体的にどんな相談や支援があるのか、ロケットで長年創業支援に携わっている北村相談員に話を聞いてみました。

最近はSNSを活用した販売促進の個別相談やセミナー受講者が多いです。ChatGPTやInstagram関連のセミナーは人気ですよ。

■仕事しながら来所するのが難しいことも…

会社勤めをしながら創業を考え、準備される方も多いため、電話相談やZoomでのビデオ相談も行っています。

まずはお気軽にお電話ください。不安なこと、困っていることを一緒に考え解決していきましょう。

くるめ創業ロケット

受付時間/平日9:45~17:00
(土・日・祝日・年末年始除く)



きたむら よしのぶ
創業支援相談員 北村 嘉伸さん

Energy Saving

省エネ診断で「エネルギーコスト削減」

専門家の支援を受けながら、自社のエネルギーの使い方の見える化や運用改善、設備導入の取り組みを行うことで、

光熱費や燃料費などエネルギーにかかる「コスト削減」と「脱炭素化」の同時達成が可能になります。

脱炭素経営推進事業補助金

市は、省エネ診断をはじめ、事業者の脱炭素経営につながる取り組みに必要な費用の一部を補助します。

対象事業

- エコアクション21認証取得促進事業
- 民間建築物ZEB化サポート事業
- 省エネ診断事業<★>

対象経費と補助額

	エコアクション21	ZEB化サポート	省エネ診断
対象経費	エコアクション21の認証・登録料	ZEB化を検討する際にZEBプランナーに相談する費用	省エネルギー診断に必要な費用の自己負担分
補助率 上限額	1/2 10万円	3/4 6万円	3/4 1万7千円

対象者

- 久留米市内に本店または事業所がある事業者
 - 久留米市環境共生都市づくり協定を締結していること
 - 市税の滞納がないこと
- ※その他に、事業ごとに要件があります。

★トピック

省エネ診断を受診することで、コスト削減につながる設備の運用改善、費用対効果が高い高効率な設備への更新に活用できる補助金の提案など、省エネにつながる有益な情報を得ることができます。

省エネ診断の受診は、設備更新に関する補助金申請時の評価対象や必要条件の一つとなるなど、補助金獲得のための第一歩となります。

問 環境政策課

☎ 0942-30-9146 📠 0942-30-9715

✉ kansei@city.kurume.lg.jp



事業者向け省エネ診断

若者就職支援センター

若者就職支援センター（以下「センター」）は、福岡県が運営する若者向け就職支援機関で、県内4カ所に相談窓口を設置しています。概ね39歳以下の若者の就職や転職に向けた相談・アドバイス、職業紹介を行っています。

市本庁舎2階の筑後ブランチは、県と市が共同で運営しています。

問 福岡県若者就職支援センター 筑後ブランチ
☎ 0942-33-4435



市内企業限定で、各社の人材ニーズにあった求人方法を個別にアドバイスします。利用は無料です。

①効果的な求人掲載方法

センターのアドバイザーが直接訪問し、人材ニーズに対応した個別支援を行います。

②企業の魅力発信をサポート

自社の魅力を効果的に伝える方法をアドバイスし、センターが実施するイベント等の活用を紹介します。

③求める人材に情報を提供

センターのウェブサイトにて求人情報を掲載し、就職・転職を目指す人に求人情報を提供します。



カスハラ対策で社員を守る

カスタマーハラスメント（カスハラ）とは、顧客等が企業に対して理不尽な要求や謝罪を強要することをいいます。

不当・悪質なクレームは、社員に過度の精神的ストレスを感じさせ、業務に支障が出るなど企業に多大な損失を招きます。企業は、カスハラ対策の必要性を理解し、社員の安全確保や精神面への配慮などの対策を行うことが求められます。

問 労政課
☎ 0942-30-9046
F 0942-30-9707
✉ rousei@city.kurume.lg.jp



ハラスメント
総合サイト



久留米総合
労働相談コーナー

企業が行うべきカスハラ対策（事前準備）

- 企業の基本方針等を明確にして社員に周知すること
- 社員のための相談窓口を設置し、周知すること
- カスハラ行為への対応手順を予め決めておくこと
- 社員への教育、研修を実施すること

カスハラが起こった際の主な対応

- 事実関係の正確な確認と事案への対応
- カスハラを受けた社員への配慮
- 再発防止のための取組

<相談窓口> 久留米総合労働相談コーナー

受付時間 月曜日～金曜日 9:30～17:00

電話番号 0942-90-0231

場 所 久留米市諏訪野町2401（久留米労働基準監督署内）

相談

9月10日～9月16日は「自殺予防週間」です

久留米市民意識調査によると、約7割の人が不安や悩み、ストレスを抱えており、そのうち約半数が「仕事に関すること」を原因として挙げています。過度のストレスは体やこころに影響します。心身に不調を感じたら、一人で悩まず相談してみませんか。費用は無料で、秘密は守られます。

こころの健康相談

- 保健師・精神保健福祉士による相談（予約不要）

日 時 月曜日～金曜日 8:30～17:15（祝日、年末年始を除く）

- 精神科医による相談 **予約制**

日 時 毎週木曜日 13:30～15:00
（祝日、年末年始、お盆、第5週を除く）
※一人30分程度

場 所 久留米市保健所（久留米商工会館4階）



こころの相談カフェ（予約制）

- 臨床心理士などの資格を持った
カウンセラーによる相談

予約受付 月曜日～金曜日 8:30～17:15
（祝日・年末年始を除く）

予約方法 TEL:0120-905-399
FAX:0942-55-4664

場 所 市民活動サポートセンターみんくる または 市中央図書館



生活・法律・こころの相談会（予約不要）

- 借金問題や労働問題、相続のことなど
司法書士・保健師などによる相談

日 時 9月27日（金）17:30～20:30

場 所 久留米市保健所（久留米商工会館4階）



問 保健予防課 ☎ 0942-30-9728 F 0942-30-9833 ✉ ho-yobou@city.kurume.lg.jp

募集

シルバー人材センターを利用してみませんか

施設管理などの屋内作業も引き受けます

久留米市シルバー人材センターは高齢者が働くことを通じ、地域社会に貢献することを目的とした公益社団法人です。

企業の人手不足等を解消するため、臨時的・短期的・軽易な業務をシルバー人材センターがお手伝いします。

草刈や剪定等の屋外作業はもちろん、一般事務や施設管理、検品管理・棚卸作業、定期的な床清掃・ワックス磨き等の屋内作業も引き受けています。

依頼する業務や利用料金等、質問がありましたら、気軽に問い合わせてください。



※市内在住原則60歳以上の人を対象に入会説明会を開催します。定年退職予定の人にぜひ紹介してください。

9/19(木)三瀬生涯学習センター

9/20(金)田主丸校区コミュニティセンター

9/24(火)宮ノ陣校区コミュニティセンター

9/25(水)南校区コミュニティセンター

問 (公社)久留米市シルバー人材センター

☎ 0942-35-5229

F 0942-35-5974

所 西町873-7



募集

充実した福利厚生サービスで魅力ある職場づくり

「久留米広域勤労者福祉サービスセンター」 会員募集

久留米広域勤労者福祉サービスセンター(KSC)は中小企業向けに「福利厚生サービス」を行っています。

民間就職支援会社の調査では、学生が企業を選ぶときに注目するポイントで「福利厚生制度が充実している」が1位という結果が出ています。充実した福利厚生制度は、採用活動の重要なポイントであり、魅力的な企業は人材定着にも繋がります。

福利厚生制度の見直しや導入を考えている企業は、職員が説明に伺いますので気軽に相談してください。

入会金500円/1人あたり月額1,000円

主な福利厚生サービス

- 祝い金や見舞い金の給付
- 定期健康診断や人間ドック受診料、インフルエンザ予防接種などの助成
- 温泉・レジャー施設の利用時の助成
- 職場旅行・個人旅行の宿泊費補助
- 生活資金融資の利子補給 など

KSCニュースにはお得な情報を
ぎゅっと掲載

隔月
発行

- フェア(スイーツやパンなどの地元人気店で使えるクーポン券付き)
- チケット情報(コンサート、スポーツ観戦) など



問 (公社)久留米広域勤労者福祉サービスセンター

☎ 0942-39-7811 F 0942-39-7816



紹介

働く人の味方「わくわくローン」

困ったときにはまず相談

わくわくローンは、自社内に融資制度がない中小企業の従業員を対象とした貸付制度です。

年3.1%の低金利・無担保で、教育や冠婚葬祭、マイカー購入など幅広い用途に利用できます。さらに、久留米広域勤労者福祉サービスセンターの会員であれば金利の優遇もあります。

相談や貸付けは九州ろうきんの窓口で受け付けています。

※貸付けにあたっては、九州ろうきんの審査があります。



わくわくローンの概要

貸付金額	200万円以内
返済期間	10年以内
貸付金利	年3.1%(固定金利)
返済方法	元利均等月賦(賞与併用返済可)
年収制限	年収150万円以上
担保・保証人	原則として不要
利用目的	教育費、医療費、冠婚葬祭費など その他生活のため必要な資金

問 九州労働金庫ローンセンター久留米

☎ 0942-33-7117 F 0942-33-7123



お知らせ

令和6年度業務改善助成金の案内

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。詳細については、厚生労働省HPを確認してください。

助成率 事業場内最低賃金950円未満 4/5

事業場内最低賃金950円以上 3/4

申請期限 12月27日(金)

問い合わせ先 業務改善助成金コールセンター

受付時間 平日8:30~17:15

電話番号 0120-366-440

申請書等提出先 福岡労働局雇用環境・均等部 企画課

問 福岡労働局 労働基準部 賃金室

☎ 092-411-4578



お知らせ

中小企業の人材確保・定着・育成を支援

福岡県中小企業雇用環境改善支援センター

県は、令和6年4月に中小企業雇用環境改善支援センターを開設しました。県内中小企業の人材確保・定着・育成を支援するため、「求人票を出しているが応募がない」「若い社員が定着しない」「人材確保に活用できる助成金が知りたい」といった相談に対応しています。

開所時間 月曜日～金曜日

10:00～17:30(祝日・年末年始を除く)

所在地 福岡市中央区天神1-4-2 エルガーラオフィス11階

(福岡県雇用対策協会内)

※支援メニューの詳細は、センターホームページで確認してください

問 福岡県中小企業雇用環境改善支援センター

☎ 092-739-8733 **F** 092-725-1776

✉ info-seikikoyo@ssc-f.net



支援メニュー

企業向けセミナーの開催

年間を通して人材確保・定着・育成に関するセミナーを開催しています。

専門のアドバイザーによる個別相談

社会保険労務士や人事・採用支援の実績のある専門家が人材確保・定着・育成に関する相談に応じます。オンラインや訪問による相談も可能です。

合同会社説明会の開催

支援企業を対象とした合同会社説明会を県内高等技術専門学校で開催。

お知らせ

柔軟な働き方制度等導入支援事業の案内

育児休業や柔軟な働き方制度導入のメリットと併せ、国の助成金制度に関するセミナーをオンラインで開催します。社会保険労務士を派遣し、制度導入への助言を

行い、企業の魅力ある職場づくりを支援します。労務関係全般の相談も受け付けています。

1 柔軟な働き方導入促進セミナー

対象 県内中小企業の管理職や人事労務担当者等

開催日 8月8日、9月26日、10月17日、12月5日、1月21日

内容 各回2部制

【1部】柔軟な働き方制度導入について
(各回違う内容)

【2部】両立支援等助成金制度、
育児・介護休業法の改正について
(全回同じ内容)



2 柔軟な働き方制度等導入のための社会保険労務士派遣

対象 以下の①～③を全て満たす企業

- ①福岡県内に事業所を有する企業
- ②中小企業基本法第2条に規定する中小企業者
- ③柔軟な働き方制度等を導入することにより経営の向上を図ろうとする企業

費用 無料

回数 3回まで(1回あたり3時間以上)



問 福岡県福祉労働部労働局労働政策課

☎ 092-643-3592

F 092-643-3588

✉ koyokankyo@pref.fukuoka.lg.jp

お知らせ

フリーランスの取引に関する新法がスタート

フリーランス・事業者間取引適正化等法

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス・事業者間取引適正化等法)が令和6年11月1日に施行されます。

対象 発注事業者からフリーランスへの「業務委託」(事業者間取引)

フリーランス:業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの

発注事業者:フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

目的 ①フリーランスと発注事業者(企業等)間の取引の適正化
②フリーランスの就業環境の整備

問 福岡労働局雇用環境・均等部指導課

☎ 092-411-4894

✉ fukuoka-sidouA@mhlw.go.jp



内容 発注事業者は要件により、フリーランスに対して以下の義務があります。

発注事業者の要件	義務項目
<ul style="list-style-type: none"> ●フリーランスに業務委託をする事業者 ●従業員を使用していない 	①
<ul style="list-style-type: none"> ●フリーランスに業務委託をする事業者 ●従業員を使用している 	①、②、④、⑥
<ul style="list-style-type: none"> ●フリーランスに業務委託をする事業者 ●従業員を使用している ●一定の期間以上行う業務委託である 	①、②、③、④、⑤、⑥、⑦

※「一定の期間」は、③は1か月、⑥⑦は6か月です。

義務項目 ①書面等による取引条件の明示
②報酬支払期日の設定・期日内の支払
③禁止行為
④募集情報の的確表示
⑤育児介護等と業務の両立に対する配慮
⑥ハラスメント対策に係る体制整備
⑦中途解除等の事前予告・理由開示

お知らせ

職業訓練センターで社員のリスキリングを支援

非正規労働者の正規雇用化で受講料の全額を助成

県内4カ所の職業訓練センターで、企業の非正規労働者を対象としたリスキリングのための訓練を実施します。

VBA、Python、Accessなどのプログラミングや、Illustrator、PhotoshopなどのWEBデザイン等の訓練を受講することで、企業の事業展開に役立つITの知識・技能を習得させることができます。

希望する人には、ジョブカード作成や希望する部署・仕事内容などのヒアリングを通じたキャリア形成を支援します。

プログラムの受講後、非正規雇用労働者を正規雇用に転換した場合、企業が負担した受講料の全額を助成します。ぜひ活用してください。

事業の詳細は県ホームページを確認してください。



受講の様子

問 福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課

☎ 092-643-3603 **F** 092-643-3605

✉ ginou@pref.fukuoka.lg.jp



久留米市 商工労働ニュース 71号

2024年 夏 8月30日発行

凡例:

問 問い合わせ先 **申** 申し込み先・問い合わせ先

☎ 電話 **F** FAX **✉** Eメールアドレス **所** 所在地

商工労働ニュースに関するご意見・ご要望・お問い合わせは

〒830-8520 久留米市城南町15番地3 FAX 0942-30-9707

久留米市労政課

TEL 0942-30-9046

E-mail:rousei@city.kurume.lg.jp